

答申第2号（諮問第2号）

答 申

第1 審査会の結論

三種町教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年5月26日付け三種教発一305-1で審査請求人に対して行った公文書の公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、三種町情報公開条例（平成27年三種町条例第1号）第5条の規定の基づく情報公開請求（平成28年5月13日付け）に対し、実施機関が行った本件処分について、公開内容に不服が有り、追加公開を求めるというものである。

2 本件対象文書

- (1) 受取人三種町長三浦正隆が〇〇〇〇〇〇円入り（以下「当該返金」という。）現金書留封筒（以下「当該現金書留封筒」という。）及び平成〇〇年分給与所得の源泉徴収票（以下「当該源泉徴収票」という。）を収受したことを証する文書（以下「対象文書1」という。）
- (2) 平成〇〇年分給与所得の源泉徴収票を〇〇〇税務課に差し替えて提出するための関係者協議の内容が記された文書及び起案文書（以下「対象文書2」という。）

3 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、反論書及び補充理由説明書を要約すると次のとおりである。

- (1) 対象文書1について

ア 平成〇〇年〇月〇〇日、当該返金入りの当該現金書留封筒と当該源泉徴収票及び返金等する旨記載した送付文書（以下「当該送付文書」という。）入り普通郵便封筒（以下「当該普通郵便封筒」という。）を三種町長宛てに送付した。これらを収受したことを証する文書の公開を求めている。

イ 実施機関から、当該現金書留封筒及び当該普通郵便封筒の原本の公開は行われたが、三種町文書事務取扱規程（以下「文書事務取扱規程」という。）に基づけば、他にも文書が存在するはずである。

ウ 実施機関は、職員の不知や裁量を理由に対象文書 1 が作成されなかったと説明しているが、場当たりの説明であり、不当である。

（２） 対象文書 2 について

ア 平成〇〇年分給与所得の源泉徴収票を平成〇〇年度（平成〇〇年分）給与支払報告書（以下「当該給与支払報告書」という。）と実施機関が読み替えて文書を特定したことは、認める。

イ 当該給与支払報告書を取り下げるために、実施機関が〇〇〇税務課に対して取下書を発出するに当たって作成された起案文書の公開はあったが、それを決定するに至る協議の内容が記された文書は作成していないことを理由に公開されていない。

ウ 給与支払報告書は法定調書であり、その重要性を鑑みれば、取下げに至る協議過程を記した文書が、条例や規則に基づいて存在しなければならない。

第 3 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書を要約すると次のとおりである。

1 対象文書 1 に係る説明

（１） 当該返金入り当該現金書留封筒は、総務課及び企画政策課を經由して、実施機関が受領した。また、当該源泉徴収票及び当該送付文書入りの当該普通郵便封筒は、総務課から配布され、実施機関で受領した。こ

の時、文書事務取扱規程に基づいて、收受の記録を文書として作成していない。

- (2) 文書事務取扱規程第13条各項に、主管課等における文書等の收受に関する事項が規定されているが、同条に現金の收受方法等に関する規定は当時設けられていなかった。故に、当該返金の收受について文書事務取扱規程上行うべき処理は存在せず、文書が作成されなかった。
- (3) 当該源泉徴収票は、審査請求人から返却された文書であった。返却された文書に対してであれば、文書事務取扱規程第13条に基づく処理を行う必要は無いと判断したため、文書が作成されなかった。
- (4) 当該送付文書は、当該返金や当該源泉徴収票等を送付する旨記載された文書であった。この文書の收受について、文書事務取扱規程第13条第1項に基づく処理を省略していたため、文書は作成されなかった。ただ、単なる送付状であればともかく、同項に規定される処理を省略したことは適当ではなかった。
- (5) 通常であれば受領した郵便封筒は破棄しているが、当該現金書留封筒及び当該普通郵便封筒は、当該返金や当該源泉徴収票が返送されてきた背後事情から担当者が破棄すべきでない判断したため、保管している。参考に保管しただけであり、文書事務取扱規程に基づいた收受処理は行っていない。
- (6) 対象文書1として特定すべき文書で、実施機関が保有しているものは、当該現金書留封筒及び当該普通郵便封筒の原本のみであるため、これらを対象文書1として特定し、公開を行った。

2 対象文書2に係る説明

- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日付けで審査請求人に支払ったコーディネーター報酬及び会議報酬について、平成〇〇年〇月〇〇日付けで〇〇〇税務課に当該給与支払報告書を送付したが、同年〇月〇〇日付けでこれを取り下げた。この時、取下書（以下「当該取下書」という。）を〇〇〇税務課に提出した。

- (2) 当該取下書発出に当たっては、〇〇〇税務課との協議の後、関係職員で協議を行い、その内容を踏まえて起案文書(以下「当該起案文書」という。)を作成し、決裁を受けたが、協議内容を記録した文書はこの時作成しなかった。
- (3) 審査請求人は、協議内容を記録した文書が存在しなければならないと主張する。確かに、必要に応じてそのような文書を作成することはあるが、町の規程等に作成が規定されているような文書ではない。当該協議内容については、関係職員で情報共有されており、殊更文書にして記録する必要が無いと判断したため、作成していなかった。
- (4) 対象文書2として特定すべき文書で、実施機関が保有している文書は、当該起案文書のみであるため、これを対象文書2として特定し、公開を行った。

第4 審査会の判断

1 本件審査請求について

実施機関は、当該現金書留封筒及び当該普通郵便封筒を対象文書1として、当該起案文書を対象文書2として特定し、公開を行ったと説明する。

これに対し、審査請求人は、公開された文書の他にも文書事務取扱規程やその他町の規程等に基づく文書が存在するはずだと主張し、それらを追加して公開することを求めているので、審査会は、これらの文書の存否について検討する。

2 公開された文書以外の文書の存否について

(1) 実施機関が保有する文書等の調査

審査会で、関係簿冊に保管されている文書、文書管理システム(文書の收受、起案等を一元的に管理しているシステム)の登録データ及び実施機関が使用している共有フォルダ内の電子データを対象に、実施機関が保有する文書等の調査を行った。その結果、当該現金書留封筒及び当該普通郵便封筒以外に対象文書1として特定すべき文書の存在を確認することはできず、また、当該起案文書以外に対象文書2として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

(2) 実施機関の主張について

前述の調査結果に加え、実施機関の説明に不自然、不合理な点が無いか以下検討する。

ア 対象文書1のうち当該送付文書の收受に関する文書について

実施機関は、当該送付文書を受領した際、文書事務取扱規程第13条第1項に基づく收受処理を行うことが適当であったが、当時省略して差し支えないと判断し、行わなかった旨説明している。同条各項には、主管課等における文書の收受処理に関する事項が規定されており、審査会で同条の規定及び当該送付文書の内容を確認したところ、同条第1項に規定されている收受処理を行うことが適当な文書であることが認められた。したがって、收受処理を省略して良いと判断したという実施機関の説明は、文書事務取扱規程に照らせば適切とは言い難い。

ただ、このことは実施機関も認めており、その上で同項に基づく取扱いがなされていなかったことが事実であると実施機関は説明している。実際、前述の調査において同項に基づく事務処理を行った形跡は発見されておらず、同項に基づく事務処理省略の是非を除けば、実施機関の説明に不自然な点は無く、不合理であるとまでは言えない。

イ 対象文書1のうち当該送付文書以外の文書等の收受に関する文書について

実施機関は、文書事務取扱規程に基づく收受処理を行う必要が無かった旨説明している。審査会で確認したところ、平成28年9月1日付けで文書事務取扱規程の一部改正が行われ、金券等整理簿及び金券等処理票を作成する規定が同規程第13条第4項に設けられたことが認められた。したがって、当該返金が送付された当時、現金の收受について文書事務取扱規程に基づいた処理が存在しなかったという実施機関の説明に不合理な点は認められない。また、当該源泉徴収票、当該現金書留封筒及び当該普通郵便封筒の收受について、文書事務取扱規程第13条の規定に基づいた処理を行う必要が無いと判断したという実施機関の説明にも、文書事務取扱規程上、不合理な点は認められない。

ウ 対象文書2について

実施機関は、当該取下書に係る協議の内容は職員間で十分情報共有されていたため、当該起案文書で事足りると判断し作成しなかった旨

説明している。審査会で確認したところ、必要に応じて作成される可能性の有る文書ではあるが、作成されていない文書とまでは判断されなかった。前述の調査結果とも矛盾しないことから、実施機関の説明に不自然な点は無く、不合理であるとまでは言えない。

(3) 審査請求人の主張について

更に、審査請求人の主張を踏まえ、公開済みの文書以外に対象文書が存在する可能性について以下検討する。

ア 対象文書1のうち当該送付文書の收受に関する文書について

審査請求人は、文書事務取扱規程に基づく文書が存在するはずだと主張する。確かに、この主張には一定の合理性が認められる。しかしながら、同規程に基づく文書を作成していなかったという実施機関の説明が不自然、不合理であるとまでは判断されない以上、この主張を以て、当該普通郵便封筒の原本の他に、対象文書1のうち当該送付文書の收受に関する文書が存在するとまでは言えない。

イ 対象文書1のうち当該送付文書以外の文書等の收受に関する文書について

審査請求人は、文書事務取扱規程を理由に、收受したことを証する文書が存在するはずだと主張する。しかしながら、実施機関の説明に、同規程に照らし合わせて不合理な点が認められない以上、この主張を以て、当該現金書留封筒及び当該普通郵便封筒の原本の他に、対象文書1のうち当該送付文書以外の文書等の收受に関する文書が存在するとまでは言えない。

ウ 対象文書2について

審査請求人は、当該給与支払報告書の重要性を鑑みれば、取下げに至る協議内容を記録した文書が、町の規程等に基づいて作成されているはずだという主張する。そこで、この文書の存否を検討するために、審査請求人に該当する条文を特定するよう補充説明を求めたが、具体的な指摘は行われず、町の規程等に基づいて作成されているはずだと判断するに足る理由を見出すことはできなかった。実施機関の説明が不自然、不合理であるとまでは判断されない以上、この主張を以て、当該起案文書以外に対象文書2が存在するとまでは言えない。

3 結論

以上のとおり、公開を行った文書以外に対象文書1及び対象文書2として特定すべき文書を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとまでは認められず、また、他に存在を認めるに足る事情も見当たらない。したがって、審査会は本件審査請求に対して冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月 6日	諮問 実施機関から弁明書收受
平成29年 7月14日	審議（平成29年度第4回審査会）
平成29年 8月 4日	審査請求人から補充理由説明書收受
平成29年 8月25日	対象文書の存否調査 （平成29年度第5回審査会）
平成29年 8月29日	審査請求人から反論書收受
平成29年 9月29日	審議（平成29年度第6回審査会）
平成29年10月 6日	審査請求人から補充理由説明書收受
平成29年11月 9日	答申の協議（平成29年度第7回審査会）
平成29年12月22日	答申の検討（平成29年度第8回審査会）

第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦